

議案第81号

職員の配偶者同行休業に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の配偶者同行休業に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

(職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第1条 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年墨田区条例第20号）の一
部を次のように改正する。

第1条中「第6項」の次に「から第8項まで」を加える。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合にお
いて、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換
えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難である
と認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを
行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間につい
て1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定
めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間
に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新す
ることができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を

得なければならない。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「職員及び」を「職員、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年墨田区条例第20号）第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員及び」に改める。

第15条第1項第1号中「職員及び」を「職員、職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員及び」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

持続的な業務執行体制の整備を図るため、配偶者同行休業取得者の休業申請期間内において休業取得者の代替職員の任用を行うことができるようにするとともに、代替職員のうち臨時的に任用されるものの年次有給休暇及び特別休暇を定める必要がある。